

山梨県公報

第二千六百二十七号

平成二十八年

八月八日

月 曜 日

目 次

- 特定計量器の定期検査の実施……………七二五
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………七二七
- 換地処分の実施……………七二八
- 建築基準法第四十二条第一項第四号の規定に基づく道路の指定……………七二八
- 教育委員会……………七二八
- 一般競争入札について……………七二九
- 公安委員会……………七二九
- 一般競争入札について……………七三〇
- その他……………七三〇
- 審理の開始……………七三二
- 政府調達に関する苦情の申立ての受理について(二件)……………七三三

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成二十八年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十八年八月八日

山梨県知事 後 藤 齋

| | | | | | |
|---------------------|-----------------|------------------|----------------|-----|------------------|
| 対象となる 特定計量器 | 検査年月日 | 検査時間 | 検査会場 | 区域 | 実施機関 |
| 非自動はかり(計量法 施行令(平 | 平成二十八年 九月十二日 | 午前十時から 午後三時まで | 北杜市役所 高根総合支 | 北杜市 | 一般社団法人 山梨県計量協 |
| 所 | 会 | | | | |

成五年政令
第三百二十
九号)第五
条第一号又
は第二号に
掲げるもの
を除く。)、
分銅及びお
もり

| | | | | |
|------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|---|
| 平成二十八年 九月十三日 | 同 | 北杜市役所 長坂総合支 所 | 同 | 同 |
| 平成二十八年 九月十五日 | 午前十時から 正午まで | 北杜市大泉 総合会館 | 同 | 同 |
| 平成二十八年 九月二十日 | 午前十時から 午後三時まで | 白州町農村 婦人の家 | 同 | 同 |
| 平成二十八年 九月二十三日 | 午前十時から 午後二時まで | 北杜市役所 小淵沢総合 支所 | 同 | 同 |
| 平成二十八年 九月二十六日 | 同 | 武川町高齢 者活動セン ター | 同 | 同 |
| 平成二十八年 九月二十七日 | 午前十時から 正午まで | 北杜市役所 明野総合支 所 | 同 | 同 |
| 平成二十八年 九月二十九日 | 午前十時から 午後三時まで | 須玉ふれあ い館 | 同 | 同 |
| 平成二十八年 十月四日 | 午前十時から 正午まで | 甲斐市役所 双葉支所 | 甲斐市の うち旧双 葉町 | 同 |
| 平成二十八年 十月六日 | 午前十時半か ら午後二時ま で | 秋山老人福 祉センター | 上野原市 のうち旧 秋山村 | 同 |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|--------|
| 平成二十八年 十月七 日 | 平成二十八年 十月十一 日 | 平成二十八年 十月十三 日 | 平成二十八年 十月十四 日 | 平成二十八年 十月十七 日 | 平成二十八年 十月十八 日 | 平成二十八年 十月二十 日 | 同 | 平成二十八年 十月二十一 日 | 平成二十八年 |
| 午前十時半か ら正午まで | 午前十時半か ら午後二時ま で | 同 | 午前十時から 午後三時まで | 同 | 午前十時半か ら午後三時ま で | 午前十時半か ら正午まで | 午後一時半か ら午後三時ま で | 同 | 午前十時半か |
| 道志村中央 公民館 | 山中湖村役 場 | ふれあいサ ロン三ツ峠 | 忍草コミュ ニティセン ター | 同 | 山道ホール | 富士河口湖 町役場足和田 出張所 | 富士河口湖 町役場勝山 出張所 | 富士河口湖 町役場上九 一色出張所 | 富士河口湖 |
| 道志村 | 山中湖村 | 西桂町 | 忍野村 | 同 | 鳴沢村 | 富士河口 湖町 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | | |
|------------|------------------|------------------------|-----------------------|------------------|--|---|
| 十月二十四日 | 平成二十八年 十月二十五日 | 平成二十八年 十月二十七日 | 同 | 平成二十八年 十月二十八日 | 平成二十八年 十月三十一日 | 平成二十八年 十一月一日か ら平成二十九 年三月三十一 日まで（山梨 県の休日を含 める条例（平 成元年山梨県 条例第六号） に定める県の 休日を除く。） |
| 午後三時ま で | 同 | 午前十時から 午前十一時半 まで | 午後一時半か ら午後三時ま で | 午前十時から 午後三時まで | 午前九時から 午後四時まで | |
| 町中央公民 館 | 同 | 市川三郷町 総合福祉セ ンター | 市川三郷町 役場六郷支 所 | 市川三郷町 役場本庁舎 | 特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。） | |
| 同 | 同 | 市川三郷 町 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | |
|-------|---|--------------|--|------------|----------|
| 皮革面積計 | 平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日 | 同 | 山梨県計量検定所（平成二十八年十月三十一日までに検査を受けなかった場合に限り。） | 同 | 同 |
| | 平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める県の休日を除く。） | 午前九時から午後四時まで | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。） | 甲府市を除く県下全域 | 山梨県計量検定所 |

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 農用地利用配分計画の認可の申請
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。
 なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。
 平成二十八年八月八日

一 農用地利用配分計画

山梨県知事 後 藤 齋

| | |
|--------------|---------------|
| 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|---------------|

| 氏名又は名称 | 居住し、又は所在する市区町村 | 所在 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----------------|--|--------------|
| 木村 高男 | 山梨市 | 山梨市市川字大塚三十番一外十八筆 | 七、五七一 |
| 久保川 広光 | 山梨市 | 山梨市江曾原字姥窪六百五十五番一外三筆 | 一、七九三 |
| 齊藤 浩次 | 南アルプス市 | 南アルプス市藤田字殿田九百九十六番外一筆 | 九一五 |
| 農事組合法人 いずみそば組合 | 北杜市 | 北杜市大泉町谷戸字大和田四千五百七番 | 一、八四三 |
| 齊藤 竜一 | 笛吹市 | 笛吹市八代町米倉字町屋十八番 | 一、一八七 |
| 上野原ゆうきの輪合同会社 | 上野原市 | 上野原市鶴川字二本木八百五十番外八筆 | 三、二一四 |
| 雨宮 満彦 | 甲州市 | 甲州市塩山下萩原字東田七百二十二番外五筆 | 一、四八二 |
| 長田 元紀 | 甲州市 | 甲州市塩山千野字新田二千三十二番 | 七八二 |
| 小澤 壽男 | 甲州市 | 山梨市南字長窪二千二百四十六番外一筆 甲州市塩山三日市場字天神前千九百五十三番一外一筆 | 四七一 一、二六一 |

| | | | |
|-----------|---------|---------------------------|----------|
| 山川 礼希 | 甲州市 | 甲州市塩山竹森字田沢五百六十九番外四筆 | 一、九四七 |
| 小林 勝利 | 南アルプス市 | 中央市下河東字十二天二千四百三十六番二外十二筆 | 六、〇一七・九五 |
| たつみ農園株式会社 | 中央市 | 中央市町之田字熊野二百九十七番二外一筆 | 三、五九四 |
| 菊池 千春 | 長野県南佐久郡 | 北杜市高根町村山東割字上の反四百四十一番外二十一筆 | 一五、九六一 |

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

二 縦覧の場所等

- 1 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部担い手・農地対策室
 - 2 期間 この公告の日から平成二十八年八月二十一日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日
 - 3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 三 意見書の提出先等
- 1 提出先 二の1に掲げる場所
 - 2 記載事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (二) 利害関係の内容
 - (三) 意見
 - 3 提出期限 平成二十八年八月二十二日

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(茅ヶ岳北西部上神取工区)の換地処分を平成二十八年七月二十五日実施した。

平成二十八年八月八日

山梨県知事 後 藤 齋

● 建築基準法第四十二条第一項第四号の規定に基づく道路の指定
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。その関係図書は、山梨県県土整備部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月八日

山梨県知事 後 藤 齋

| 位 置 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) | 指 定 年 月 日 |
|--|---------------|---------------|-------------|
| 起点 上野原市新田字稲干場千四百七十一番 終点 上野原市新田字稲干場千四百七十番 | 二五・一四 | 四・〇 | 平成二十八年七月十四日 |
| 起点 上野原市新田字川井田千五百二十五番一 終点 上野原市新田字腰巻九百四十四番 | 一八一・二〇 | 六・〇、 八・〇 | 平成二十八年七月十四日 |
| 起点 上野原市新田字川井田千五百十七番 終点 上野原市新田字川井田千五百十番 | 六二・五九 | 六・〇、 八・〇 | 平成二十八年七月十四日 |
| 起点 上野原市新田字稲干場千四百七十六番 終点 上野原市新田字稲干場千四百七十一番 | 三七・七六 | 六・〇 | 平成二十八年七月十四日 |

| | | | | |
|----|--------------------|-------|-------|--------|
| 起点 | 上野原市新田字稲干場千四百八十一番 | 七三・二七 | 一一・〇〇 | 平成二十八年 |
| 終点 | 上野原市新田字稲干場千四百七十八番二 | | 五八・六 | 七月十四日 |

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年八月八日

山梨県総合教育センター

所長 深澤 眞悟

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県教育情報ネットワーク用サーバ及びシステム等
- (二) 数量 一式
- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで
- 4 納入場所 山梨県総合教育センター及び山梨県総合教育センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総合教育センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号

のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において、登録業種(物品)のうち、「情報機器」又は「通信機器」に登録されている者であること。

4 公益財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるQMS(ISO/IEC 9001又はJIS Q 9001)の認証を受けている者であること。

5 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISMS(ISO/IEC 27001・2013)の認証を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十八年八月八日(月)から平成二十八年八月二十三日(火)まで(山梨県の休日と定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県笛吹市御坂町成田一四五六山梨県総合教育センター管理部

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十八年八月十九日(金)まで

の日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、
四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年九月二十一日（水）午前十時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六山梨県総合教育センター情報研修室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇六―〇八〇一山梨県笛吹市御坂町成田一四五六山梨県総合教育センター管理部宛てに平成二十八年九月二十日（火）午後四時までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総合教育センター（電話〇五五―二六二―五五七二）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Computer Systems for the Educational Information Network 1 set

2 Date and time for tender:

10:00AM September 21, 2016

3 Bureau in charge:

Management Division, Yamanashi Prefectural Education Center 1456 Naria Misaka-chou

Fuefuki-shi Yamanashi-ken 406-0801 Japan TEL 055-262-5571

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十八年八月八日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 放置駐車違反管理システム

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通指導課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十八年山梨県告示第百二十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、そのに係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、そのに係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目

的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年八月二十六日（金）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日から平成二十八年八月十九日（金）までの休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通指導課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十八年八月十九日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

（一）日時 平成二十八年九月二十一日（水）午後二時

（二）場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二階聴聞室

4 郵送又は信書便による入札書の受領期限及び場所
平成二十八年九月二十日（火）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通指導課
放置駐車対策係（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。
 - 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通指導課(電話〇五五―二二―〇一一〇)
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Development of a parking violation management system, 1set
 - 2 Date and time for tender
2:00PM September 21, 2016
 - 3 Bureau in charge
Illegal Parking Control Section, Traffic Enforcement Division, Traffic Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586
Japan TEL 055-221-0110

その他

● 審理の開始
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。
平成二十八年八月八日

山梨県収用委員会

一 審理Ⅰ

- 1 起業者名称 山梨県
- 2 収用事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力寺寺之前地内から同市大字万力寺相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 3 審理の期日 平成二十八年九月八日（木） 午後一時から
- 4 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

二 審理Ⅱ

- 1 起業者名称 山梨県
- 2 収用事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力寺寺之前地内から同市大字万力寺相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 3 審理の期日 平成二十八年九月八日（木） 午後二時から
- 4 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

● 政府調達に関する苦情の申立ての受理について

政府調達に関する苦情の処理手続（平成八年山梨県告示第三百十一号）五の5の規定により、次のとおり苦情の申立てを受理した。

平成二十八年八月八日

山梨県政府調達苦情検討委員会

一 受理年月日 平成二十八年七月二十九日

二 苦情の受付番号 第一号

三 苦情申立人 エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

四 苦情に係る調達機関名及び調達物品名

1 調達機関名 山梨県防災局消防保安課

2 調達物品名 消防防災ヘリコプター

五 苦情の概要 一般競争入札につき、入札参加資格の再審査及び調達条件は変えず、再度調達を行うことを関係調達機関に提案するように求める。

六 苦情処理手続への参加の意思の通知 当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって、次の期限までに参加の意思を当委員会宛て通知すること。

1 期限 平成二十八年八月十五日（月）まで

2 通知先 郵便番号四〇〇―八五〇一甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県政府調達苦情検討委員会事務局出納局会計課

● 政府調達に関する苦情の申立ての受理について

政府調達に関する苦情の処理手続（平成八年山梨県告示第三百十一号）五の5の規定により、次のとおり苦情の申立てを受理した。

平成二十八年八月八日

山梨県政府調達苦情検討委員会

一 受理年月日 平成二十八年七月二十九日

二 苦情の受付番号 第二号

三 苦情申立人 Bell Helicopter株式会社

四 苦情に係る調達機関名及び調達物品名

1 調達機関名 山梨県防災局消防保安課

2 調達物品名 消防防災ヘリコプター

五 苦情の概要 一般競争入札につき、入札仕様書の見直し及び調達を再審査することを関係調達機関に提案するように求める。

六 苦情処理手続への参加の意思の通知 当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって、次の期限までに参加の意思を当委員会宛て通知すること。

1 期限 平成二十八年八月十五日（月）まで

2 通知先 郵便番号四〇〇―八五〇一甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県政府調達苦情検討委員会事務局出納局会計課

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番